3　日本国は、この附属書の規定の実施又は適用に係る事項に関する利害関係者からの照会に応ずる一又は二以上の照会所を指定し、又は維持するとともに、当該照会を行うための手続に関する情報をオンラインで公に入手可能なものとする。

第Ｂ節　日本国の関税に係る約束

第一款　一般的注釈

1　第五条１の規定に基づく関税の毎年の撤廃又は引下げの実施に当たっては、次の規定を適用する。

(a)　一年目の引下げは、この協定が効力を生ずる日に行う。

(b)　その後の毎年の引下げは、毎年四月一日に行う。

2　この節の規定の適用上、「基準税率」とは、関税の撤廃又は引下げの実施における最初の関税率をいう。

3　この節に別段の定めがある場合を除くほか、この節の規定に従って行われる関税の撤廃又は引下げについては、

(a)　従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを切り捨てる（〇・一五パーセントは、〇・一パーセントとする。）。

(b)　従量税の場合には、日本国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、〇・〇一とする。）。

4　1及び前節1(e)の規定にかかわらず、この協定が二千二十年三月三十一日後に効力を生ずる場合には、日本国は、この協定がこの協定の署名の日と二千二十年三月三十一日との間に効力を生じたものとしてこの節の規定を適用する。

5　アメリカ合衆国は、将来の交渉において、農産品に関する特恵的な待遇を追求する。

第二款　関税の撤廃又は削減

1　一の品目に対する関税の基準税率及び当該一の品目に対する削減のそれぞれの段階における関税率を決定するための実施区分については、第五款に規定する日本国の表（以下「日本国の表」という。）において当該一の品目ごとに掲げる。

2　日本国は、第五条１の規定に基づき、次の実施区分に従って、関税を撤廃し、又は削減する。

(a)　実施区分の欄に「EIF」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、完全に撤廃し、当該原産品は、この協定が効力を生ずる日から無税とする。

(b)　実施区分の欄に「B4」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に基準税率の五十パーセントを削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの二回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、三年目の四月一日から無税とする。

(c)　実施区分の欄に「B6」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に基準税率の三分の一を削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、五年目の四月一日から無税とする。

(d)　実施区分の欄に「JPB6*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に、基準税率の二十パーセントを削減し、これにより得られる税率の二十パーセントを更に削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、五年目の四月一日から無税とする。

(e)　実施区分の欄に「JPB6**」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に、基準税率の五十パーセントを削減し、これにより得られる税率の二十パーセントを更に削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、五年目の四月一日から無税とする。

(f)　実施区分の欄に「JPB6***」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に、従価二十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減し、これにより得られる税率の二十パーセントを更に削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、五年目の四月一日から無税とする。

(g)　実施区分の欄に「JPB6****」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に、従価三十五パーセント及び一キログラムにつき四十円まで削減し、これにより得られる税率の二十パーセントを更に削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの四回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、五年目の四月一日から無税とする。

(h)　実施区分の欄に「B8」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に基準税率の二十五パーセントを削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの六回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、七年目の四月一日から無税とする。

(i)　実施区分の欄に「JPB8*」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に、基準税率の五十パーセントを削減し、これにより得られる税率の七分の一を更に削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの六回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、七年目の四月一日から無税とする。

(j)　実施区分の欄に「JPB8**」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に基準税率の二十パーセントを削減する。

(ii)　二年目の三月三十一日までは、(i)の規定による税率とする。

(iii)　三年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの五回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、七年目の四月一日から無税とする。

(k)　実施区分の欄に「JPB8***」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に、基準税率の三分の一を削減し、これにより得られる税率の七分の一を更に削減する。

(ii)　二年目の四月一日から毎年行われる端数を処理しない形で(i)の規定に従って計算された税率からの六回の引下げにより撤廃し、当該原産品は、七年目の四月一日から無税とする。

(l)　実施区分の欄に「JPB8****」を掲げる品目に該当する原産品の関税については、次の規定に従って撤廃する。

(i)　この協定が効力を生ずる日に従価八・五パーセント（その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき、又は一リットルにつき三十五円七十三銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率）まで削減する。